

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

【議案第15号の取り扱い】

1. 分科会の担当割り振りについて

付託された議案第15号令和6年度船橋市一般会計補正予算は、総務分科会に割り振る。

2. 審査等の日程について

- ・12月13日（金） 本会議散会後に全体会を開き、議案第1号に対する質疑を行った後、分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。
- ・12月13日（金） 総務委員会散会後に総務分科会（第3委員会室）を開き、質疑を行う。
- ・12月16日（月） 午前10時に理事会を開き、全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事を確認する。なお、分科会が13日に終了していない場合は、今後の取り扱いについて、この日の理事会で協議をする。
- ・12月16日（月） 午後1時、全体会で議案第15号に対する質疑を行った後、議案第15号を含む議案2案に対する討論・採決を行う。

3. 全体会での質疑について

- ・付託された議案第15号を単独で議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、12月16日（月）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者名等のメールによる通知は省略する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、12月16日（月）の理事会散会后、直ちに委員長の許可をとる。

4. 討論及び採決について

- ・議案第1号を含む、議案2案を議案番号順に議題とする。

- ・ 討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・ 討論を行う場合は、演壇とする。
- ・ 採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

5. 全体会の執行部への出席方要求について

- ・ 12月13日（金）の全体会において、議案第15号のみに関係する理事者の出席は求めない。なお、付託議案の取り扱いの議事の際、議案第1号に対する審査のため出席する理事者は、引き続き、出席したままとする。
- ・ 12月16日（月）の全体会の出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、12月16日（月）の理事会で、議案第1号の出席理事者と合わせて伝える。

6. 修正案等について

議案第15号に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、12月16日（月）の全体会において、質疑終結後、休憩をとるので、休憩後直ちに、議場で、委員長に、提出予定である旨を申し出る。

その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、休憩に入った時から1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。

修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから1時間後に全体会を再開する。

【議案第1号の取り扱い】

11月25日（月）の全体会で決定した、議案第1号の取り扱いのうち、審査等の日程、12月16日（月）の全体会の執行部への出席方要求並びに討論及び採決については、上記「議案第15号の取り扱い」のとおり、変更する。

また、修正案等の提出期限について、「全体会での質疑を行う12月13日（金）の午後5時まで、あるいは、総務分科会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、総務分科会散会后1時間以内」と変更する。